

基本目標 5 仕事と子育てが両立できるまちづくり

主要課題 5 - 1 多様な働き方のできる環境の整備

| 事業名 | 事業内容 / 推進状況 | | | | | 実施主体 決算(見込)額 |
|--|---|----------|----------|----------|----------|---------------------------------|
| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | |
| 5-1-1 男性の育児休業 取得率の向上 | <p>育児休業制度の普及・啓発を図り、男性が育児休業制度を活用できる環境づくりに努めます。</p> <p>情報誌「パスポート」において、会社の育児休業制度の普及について取り上げました。</p> | | | | | 人権・男女共同参画課 |
| 5-1-2 労働環境実態の アンケート調査 の実施 | <p>子どもを持つ親にとって働きやすい環境であるか、育児時間の確保等労働環境の実態を把握し、子育てしやすい労働環境づくりの啓発に努めます。</p> <p>市民活動課が実施している労働動態調査の質問項目に隔年で育児休業の取得状況等を追加し調査を実施しています。(平成17年度実施)</p> | | | | | 人権・男女共同参画課 |
| 5-1-3 若年者向け雇用 対策事業の実施 | <p>不安定就労若年者(ニート、フリーター)の増加を踏まえて、就職活動を開始する学生に対して、カウンセリングなど適職誘導の事業を行います。</p> <p>就職活動準備セミナー 参加人数 2日間延21人 関係機関との共催による個別相談会 参加人数 5人</p> | | | | | 市民活動課 200千円 |
| 5-1-5 就労環境改善へ の支援 | <p>就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。</p> <p>情報誌「パスポート」において、会社の育児休業制度の普及について取り上げました。 勤労市民ニュースの発行 年2回 各300部</p> | | | | | 市民活動課 人権・男女共同参画課 3-1-2に含む |
| 5-1-6 就労情報の提供 | <p>公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。</p> <p>求人情報誌 月2回 各50部 インターネット端末の開放 利用人数 3人</p> | | | | | 市民活動課 |
| 5-1-7 育児休業対策に 要する費用への 資金融資環境の 整備(19新規) | <p>育児休業に必要な資金について、鎌倉市と金融機関が提携して行う生活資金融資の対象とすることにより経済面での支援を行います。</p> | | | | | 市民活動課 |

主要課題 5 - 2 仕事と子育ての両立の推進

| 事業名 | 事業内容 / 推進状況 | | | | | 実施主体 決算(見込)額 |
|----------------------------|--|----------|----------|----------|----------|-----------------|
| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | |
| 5-2-1 男女共同参画社会づくり | <p>男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら21男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。</p> <p>アンサンプル21との協働による事業の推進 イベント、フォーラム、セミナー、ステップアップ講座で仕事と家庭の両立など多様な生き方についての啓発を実施しました。</p> | | | | | 人権・男女共同参画課 |
| 5-2-2 育児への父親の参加 | <p>父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>両親教室 延306人参加 父子食育教室 7人参加 育児講演会 35人参加 思春期講演会 6人参加</p> | | | | | 市民健康課 |
| 5-2-3 ファミリーサポートセンター(再掲) | <p>仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が、育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。</p> <p>16年度 1か所 21年度 1か所 1-2-10参照</p> <p>詳しくは 17 ページ特定 14 事業の 14-12 を参照</p> | | | | | こども相談課 |
| 5-2-4 子どもの家(再掲) | <p>家庭において保護者の就労や適切な監護を受けられない児童に対して、家庭的な指導を行い、心身の健全な育成を図ります。</p> <p>16年度 15か所 21年度 16か所 1-2-2参照</p> <p>詳しくは 16 ページ特定 14 事業の 14-6 を参照</p> | | | | | こどもみらい課 |
| 5-2-5 各種保育サービス(再掲) | <p>通常保育、延長保育、一時保育など各種保育サービスの充実を図ります。</p> <p>詳しくは 15～16 ページ特定 14 事業を参照</p> | | | | | 保育課 |